

四谷自治会規約

四谷自治会団体規約の全部を改正する。

目次

[第1章 総則](#)

[第2章 組織](#)

[第1節 会員](#)

[第2節 役員](#)

[第3章 会議](#)

[第1節 総則](#)

[第2節 総会](#)

[第3節 役員会](#)

[第4章 事業](#)

[第5章 資産及び会計](#)

[第6章 傘下団体](#)

[第1節 総則](#)

[第2節 加盟及び脱退](#)

[第3節 会計](#)

[第4節 事業](#)

[第7章 罰則](#)

[第8章 細則](#)

[第9章 規約の改廃及び解散](#)

[附 則](#)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名称を四谷自治会とする（以下、「本会」という）。

(所在)

第2条 本会は、本部を東京都新宿区信濃町35番地慶應義塾大学信濃町キャンパス内に置く。

(目的)

第3条 本会は、慶應義塾大学信濃町キャンパスに在籍する塾生の学生生活並びに文化活動を支援することで、塾生の向上心発展を期すると共に、傘下団体の相互連携並びに健全なる発展を図り、他キャンパスや他大学の同目的団体との協調を支援することで、等しく文化の向上に寄与することを目的とする。

第2章 組織

第1節 会員

(構成)

第4条 本会は、慶應義塾大学信濃町キャンパスに在籍する学部生を以て構成される。

第2節 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 財務責任者 1名
- 四 監査 1名
- 五 その他会長が必要と認める役職若干名

2 監査は、他の役職を兼任することはできず、監査以外の役員は、監査を兼任することはできない。

(選出)

第6条 役員は総会において選出される。

- 2 会長は、役員の間選によって選出される。
- 3 前条に定める会長以外の役職は、会長が役員の中から任命する。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その会務を総裁し、会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 財務責任者は、本会の財産を管理し回の会計事務を処理する。

4 監査は、この会の業務及び会計を監査する。

5 役員は、前各項の他、本会の目的のために必要な業務を会長と協議し、それを職務とする。

(任期)

第8条 役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第6条により補充することができる。この場合において、補充された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(兼任の禁止)

第9条 会長は、四谷自治会傘下団体を代表する役職を兼任してはならない。

(解任)

第10条 会長の解任は、総会の議決による。

2 会長は、著しく本会の秩序を乱し、その他役員としての本文に反したものを罷免することができる。ただし、当該役員には、罷免する前に釈明の機会を与えなければならない。

第3章 会議

第1節 総則

(種別)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第2節 総会

(総会)

第12条 総会は、本会の最高意思決定機関である。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 前項の他、役員が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上若しくは監査から総会の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(権能)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算に関すること。
- 二 事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 本会規約の制定改廃に関すること。
- 四 役員を選任及び解任に関すること。
- 五 その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(招集)

第14条 総会は、会長がこれを招集する。

2 会長は、第12条第3項の規定による請求があったときは、30日以内に臨時の総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

(定足数)

第16条 総会は、次に掲げるものの出席がなければ開会することができない。

- 一 会長
- 二 会長を除く役員の3分の2以上

(議決)

第17条 総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 18 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または、他の役員を代理人として評決を委任することができる。この場合において、第 16 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 役員の現在数
- 三 総会に出席した役員の名前（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- 四 議決事項
- 五 疑似の経過の概要及びその結果
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した役員の中からその総会において選出された議事録署名人が署名しなければならない。

(議案の提出)

第 20 条 本会の役員、本会傘下団体を代表する役職にあるものは、会長に対し、議案を提出することができる。ただし、その議案を審議する総会の 5 日前までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の議案の提出は、議長の許可を得て、前項に掲げるものを行うことができる。

3 本会会員は、全会員の 3 分の 1 以上の署名をもって、会長に対し議案を提出することができる。ただし、本規約に特別の定めがある場合は、この限りではない。

第 3 節 役員会

(役員会)

第 21 条 役員会は、会長、副会長、財務責任者、その他の役員をもって構成する。

2 役員会は、役員が必要と認めたとき、または、監査から役員会の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(権能)

第 22 条 役員会は次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
- 二 総会の付議すべき事項に関すること。
- 三 四谷自治会傘下団体に関すること。
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

2 第 13 条に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(招集)

第 23 条 役員会は、会長がこれを招集する。

(議長)

第 24 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第 25 条 役員会の議決について、第 17 条を準用する。

(書面表決)

第 26 条 役員会の書面表決について、第 18 条を準用する。

第 4 章 事業

(事業)

第 27 条 本会は、第 3 条に掲げる目的に則って、次の事業を計画し行うことができる。

- 一 会員の福利厚生に関する事。
- 二 会員相互の連絡に関する事。
- 三 会員のための施設の維持管理に関する事。
- 四 四谷自治会交付金の運用に関する事。
- 五 塾内の他団体または関係機関との相互連携に関する事。
- 六 会議で議決されたこと
- 七 その他、目的を達成するために必要なこと。

2 前項に掲げる各種事業は、役員会がこれを行う。

第 5 章 資産及び会計

(事業年度)

第 28 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計区分)

第 29 条 本会の会計は、交付金会計及び独自財源会計とする。

- 2 交付金会計は、全塾協議会自治会費交付金のみを運用する。
- 3 前項の他、独自に獲得する収入は、独自財源会計で運用する。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

2 一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを収支予算に編入しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 31 条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後 3 箇月以内に、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(資産の構成)

第 32 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 全塾協議会自治会費交付金

- 二 寄付金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第 33 条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

(四谷自治会交付金)

第 34 条 本会は、四谷自治会傘下団体に対し、当該団体の第 3 条に掲げる目的に則った活動に限り、交付金会計から四谷自治会交付金を交付することができる。

第 6 章 傘下団体

第 1 節 総則

(傘下団体)

第 35 条 本会に所属団体を置き、会長はそれらを統括する。

2 本会に所属する団体は、一般に、四谷自治会傘下団体（以下「傘下団体」という。）と称する。

(活動の保障)

第 36 条 傘下団体は、第 3 条に掲げる本会の目的に則って、慶應義塾大学信濃町キャンパスの塾生ひいては全塾生の福利厚生を増進を図るための責任を負い、その限りにおいて活動を保障される。

(約款)

第 37 条 傘下団体は、約款、規約または規則（以下「規約等」という。）を定め、これに基づいて運営を行わなければならない。ただし、四谷自治会規約（以下「本規約」という。）に反する傘下団体の規約等は認められない。

2 傘下団体は、規約等を変更した場合、役員会へ報告しなければならない。

(資格)

第 38 条 傘下団体は、次の要件を常に満たさなければならない。

- 一 本会の目的に賛同していること。
- 二 具体的な活動目的を持つこと。
- 三 慶應義塾大学信濃町キャンパス所属の公認学生団体であること。
- 四 本会を除く、全塾協議会所属団体のいずれにも属していないこと。
- 五 少なくとも 3 名以上の本会会員による団体組織を持つこと。
- 六 団体を代表する役職にあるもの（以下「傘下団体の代表者」という。）が 1 名いること。
- 七 団体の会計に関して責任を負う役職にあるもの（以下「傘下団体の財務責任者」という。）が 1 名いること。
- 八 団体の活動及び会計を監査する役職にあるもの（以下「傘下団体の監査」という。）が 1 名いること。ただし、傘下団体の監査は前二号の役職を兼任してはならない。

(資格停止)

第 39 条 傘下団体は、次のいずれかに該当する場合、総会の議決によって傘下団体たる資格を停止される。

- 一 前条に定める要件を満たさなくなったとき。
- 二 代表者の選出が民主的ではない場合。
- 三 本規約及び規約等または法律に違反している場合。
- 四 その他学生団体活動の本旨に照らして不適切な活動及び行為をおこなっている場合。

2 前項に定める資格の停止が議決された傘下団体は、資格停止の解除がなされるまで、一切の活動を停止される。

3 資格停止の解除については、総会の議決による。

(資格の喪失)

第 40 条 傘下団体は、次の場合にその資格を失う。

- 一 脱退
- 二 解散
- 三 除名

第 2 節 加盟及び脱退

(加盟及び脱退)

第 41 条 本会への加盟及び脱退は、役員会の議決を経た上で、総会の議決によらなくてはならない。

2 前項の規定に関わらず、全会員の 5 分の 1 以上の署名を会長に提出することをもって、加盟及び脱退を発議することができる。

(登記)

第 42 条 前条の規定により加盟が認められ新規に傘下団体となる団体は、登記書類を提出しなければならない。ただし、登記書類の内容については、別途細則の定めるところによる。

2 前項に規定する登記書類の内容に変更が生じた場合、当該団体は、速やかに変更後の内容を記載した登記書類を提出しなければならない。

(解散)

第 43 条 傘下団体は、その活動が著しく困難になったとき、また、その他正当な理由があるとき、自発的に本会に当該団体の解散を申し入れることができる。

2 前項の申し入れがあった場合、役員会がこれを審議し、当該団体の解散は総会の議決による。

(合併)

第 44 条 傘下団体同士の合併は、これを認めない。

(除名)

第 45 条 本会の秩序を乱しまたは本会の品位を傷つけ、その情状が特に重い傘下団体に対しては、本会は、これを除名することができる。

2 前項に定める傘下団体の除名は、総会の議決による。

第3節 会計

(事業年度)

第46条 傘下団体の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年4月1日に終わる。

(会計区分)

第47条 傘下団体の会計は、交付金会計及び独自財源会計とする。

2 交付金会計は、本会から交付される四谷自治会交付金のみを運用する。

3 前項の他、傘下団体が独自に獲得する収入は、独自財源会計で運用する。

(事業計画及び収支予算)

第48条 傘下団体の代表者は、毎会計年度予算を調製し、年度開始後2箇月以内に、役員会の議決を得なければならない。この場合において、傘下団体の代表者は、遅くとも年度開始後1箇月以内に当該予算を、活動計画を添えて、役員会に提出するようにしなければならない。

2 一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを収支予算に編入しなければならない。

3 予算の内容及び予算書類の調製に係る事項は、別途細則の定めるところによる。

(活動報告と収支決算)

第49条 傘下団体の財務責任者は、毎会計年度決算を調製し、出納の閉鎖後1箇月以内に、活動報告を添えて、役員会に提出しなければならない。

2 決算の内容及び決算書類の調製に係る事項は、別途細則の定めるところによる。

3 傘下団体の代表者は、決算書類を傘下団体の監査による審査に付さなければならない。

4 傘下団体の代表者は、前項の規定により傘下団体の監査による審査に付した決算書類を、役員会による次の予算の承認を得るまでに、役員会による認定を得なければならない。

(剰余金の処理)

第50条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。

(会計の返納)

第51条 傘下団体が脱退し、または解散したとき、当該団体の交付金会計は全て本会の交付金会計に返納される。

2 前項に定める交付金会計の返納は、当該団体が脱退し、または解散した事業年度内に行わなければならない。

3 傘下団体が解散したとき、当該団体の独自財源会計の処理については、総会の議決による。

第4節 事業

(傘下団体の事業)

第52条 傘下団体は、第3条に掲げる目的及び独自に定める規約等に掲げる目的に則り、各種事業を自由に計画し行うことができる。

(名称使用)

第53条 傘下団体は、四谷自治会の名称を伴って活動を行う場合、名称の使用について、予め役員会の承認を得なければならない。

(料金徴収の事業)

第54条 傘下団体は、対外的に料金を徴収する事業を行う場合、予め役員会の承認を得なければならない。

第7章 罰則

(罰則)

第55条 四谷自治会規約、細則、その他本会によって定められた規則等に反し、または、本会の名誉を毀損した場合、役員会、傘下団体またはそれらの構成員に対して、指導、訓戒その他の処分を科すことができる。

2 前項の処分は、会長がこれを執行する。ただし、会長が処分対象の場合、会長を除く役員会がこれを執行する。

3 前二項の処分は、総会の議決を必要とする。

第8章 細則

(細則)

第56条 本規約に定めるものの他、本会の目的の達成のため必要な事項は、細則で定める。

2 細則は、役員会がこれを定め、公布する。

3 細則は、公布の日から起算して7日を経過した日から施行する。ただし、細則で別に定めるときは、その定めによる。

4 役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

第9章 規約の改廃及び解散

(改正)

第57条 本会は、役員会の発議と総会の議決によって、本規約を改正することができる。

(解散)

第58条 本会の解散は、役員会の全会一致をもって発議される。

2 本会の解散は、総会での議決を要する。

3 本会が総会の議決をもって解散される場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

4 本会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て、財源に応じて返還または分配する。

(廃止)

第59条 本規約は、本会が解散したとき、直ちに廃止されその効力は当然に消滅する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年11月18日に公布し、即日施行する。